

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第243号)

平成15年4月8日

横情審答申第243号  
平成15年4月8日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき  
る諮問について（答申）

平成14年3月28日企総第202号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)横浜市共通乗車券（平成11年度及び平成12年度企画局分）」及び  
「(2)自動車借上げ乗車券受払簿（平成11年度及び平成12年度企画局  
分）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)横浜市共通乗車券（平成11年度及び平成12年度企画局分）」及び「(2)自動車借上げ乗車券受払簿（平成11年度及び平成12年度企画局分）」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1)横浜市共通乗車券（平成11年度及び平成12年度企画局分）」及び「(2)自動車借上げ乗車券受払簿（平成11年度及び平成12年度企画局分）」（いずれも部長級相当以上の職員に係るもの。以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年10月3日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

## (1) 平成12年度横浜市共通乗車券及び自動車借上げ乗車券受払簿について

横浜市共通乗車券（使用済みチケット）は、請求の際における内訳書と照合するための文書（支払手続に必要な添付書類ではない。）で、自動車借上げ乗車券受払簿は、タクシー利用を行う際の適正な執行管理を行うことを目的とした帳簿で、いずれも行政文書に該当する。行政文書については、文書の收受・作成から保存、活用及び廃棄に至るまでの一連の文書事務を組織的、統一的、能率的かつ合理的に行うために定めた横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。平成12年4月1日施行）に則り処理されることになる。

同規則第10条第2項に行政文書の保存期間が定められており、永年、10年、5年、3年、2年、1年、1年未満の文書の7区分に分類されている。また、同条第4項により、課等ごとのそれぞれの保存期間に属する文書の分類は、局区に共通する文書にあっては総務局長が行政文書分類表（共通）として定めている。

横浜市共通乗車券及び自動車借上げ乗車券受払簿はいずれも局区に共通する文書で、保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類に該当する。保存期間1年未満の

行政文書にあっては、事務処理上必要な期間が終了したら廃棄することとされているため、横浜市共通乗車券については、支出手続の際、請求内訳書と照合を行った後、廃棄処分される。

平成12年度の企画局分の横浜市共通乗車券及び自動車借上げ乗車券受払簿は、保存期間の経過により既に廃棄しており、現在保有されていないため、条例第10条第2項の規定により非開示とした。

#### (2) 平成11年度横浜市共通乗車券及び自動車借上げ乗車券受払簿について

平成11年度完結文書は、横浜市行政文書管理規則施行前であったため、横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月31日限り廃止）により処理されている。

同規程では、第35条第2項に文書の保存期間が定められており、第1種（永年）、第2種（10年）、第3種（5年）、第4種（1年、2年又は3年）の4区分に分類されている。また、同条第4項により、課等ごとのそれぞれの保存期間に属する文書の分類は、局区に共通する文書にあっては、総務局長が共通文書分類表として定めている。

横浜市共通乗車券及び自動車借上げ乗車券受払簿はいずれも局区に共通する文書で、第4種保存期間1年の庶務関係書類に該当するものとして扱っていた。平成11年度完結の保存期間1年である文書は、保存期間を経過した平成13年度に廃棄されることになる。

平成11年度の企画局分の横浜市共通乗車券及び自動車借上げ乗車券受払簿は、上記取扱により既に廃棄しており、現在保有していないため、条例第10条第2項の規定により非開示とした。

#### 4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は条例に違反している。
- (2) 本件処分は異議申立人の権利及び利益を侵害している。
- (3) 実施機関は条例に基づき積極的に情報を公開する義務があり、抵触しない形で公開することができるから、実施機関のいう非開示理由は当たらない。
- (4) 大量を理由に決定を延長していることから、非開示処分は不自然である。
- (5) タクシー会社の支払明細書には乗車時間、乗車区間、利用者氏名が記載されていない

いことから、乗車日時、乗車区間、料金、利用者氏名を記載してある横浜市共通乗車券は、乗車券使用を記録した自動車借上げ乗車券受払簿とともに、その利用の正否を比較判断する重要な文書である。

- (6) 保存期間5年の「予算及び決算に関する文書」である支出命令書に添付され、支出の根拠を証する重要な文書である横浜市共通乗車券及び自動車借上げ乗車券受払簿の保存期間は5年である。したがって、本件平成11、12年度分の当該文書は、平成13年8月22日当日存在している。
- (7) 実施機関は、平成11年度分については消耗品と同様の1年の保存期間と判断、平成12年度分については軽易な庶務関係書類で1年未満の保存期間と判断したが、1日当たり数万円から20万円乃至40万円のタクシー利用をしており、この金額の多さから判断しても、消耗品や軽易な庶務関係書類と同一とした判断は誤りである。
- (8) 横浜市共通乗車券及び自動車借上げ乗車券受払簿は、支出、支払、決算、精算に必要な文書であることから、詳細な内容を記載した、代替文書のない唯一の文書を会計監査が行われる前に廃棄してしまうことはおよそ考えられないことで、何よりも、実施機関は、会計監査員に対し説明できないことをしようとしているもので、実施機関には廃棄を急ぐ理由があるとの疑いを覚える。
- (9) 条例前文で定める市民の知る権利及び第1条の目的で定める市政に関し市民に説明する責務を全うするため、その透明性を確保すべき意識を市職員は持つべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

横浜市では、平成3年6月1日に神奈川個人タクシー協同組合外2組合との間で、また、平成3年8月22日に社団法人神奈川県乗用自動車協会横浜支部（当時。現在は、社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部）との間で「自動車借上げに伴う乗車券の使用に関する協定書」を締結しており、これらの協定に基づいて、横浜市共通乗車券による自動車の借上げを行っている。

横浜市共通乗車券（以下「乗車券」という。）は、当該乗車券の利用者が自動車の借上げを行うに当たり、乗車日時、乗車区間、料金、利用者氏名等必要事項を記入して、現金の代わりに借上先に交付する書類であり、後日、請求書及び内訳明細書と共に当該借上先から送付され、当該請求に係る支出手続が終了した後に、当該乗車券の使用課において保管されるものであることが認められる。

また、自動車借上げ乗車券受払簿（以下「受払簿」という。）は、乗車券の受払いに係る帳簿であり、会社名、乗車券番号、受領者名、月日、使用経路等が記入され、責任者による払出確認及び使用確認がなされるものであることが認められる。

本件申立文書は、実施機関の部長級相当以上の職員が、平成11年度及び平成12年度に使用した乗車券及び当該乗車券に係る受払簿である。

(2) 本件申立文書の保存に関する根拠について

本件申立文書のうち、平成11年度分の乗車券及び受払簿については、横浜市文書取扱規程第35条第4項の規定に基づく文書分類表（平成11年5月12日総文第17号総務局長通知。以下「11年度分類表」という。）の適用を受け、平成12年度分の乗車券及び受払簿については、横浜市行政文書管理規則第10条第4項の規定に基づく行政文書分類表（平成12年3月23日総文第172号総務局長通知。以下「12年度分類表」という。）の適用を受けるものであることが認められる。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書のうち平成11年度分の乗車券及び受払簿については、11年度分類表表第1第4種保存期間1年の庶務関係書類であるとし、また、本件申立文書のうち平成12年度分の乗車券及び受払簿については、12年度分類表（共通）保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類であるとしている。

イ このうち、平成11年度分の乗車券及び受払簿を、11年度分類表表第1第4種保存期間1年の庶務関係書類であるとする実施機関の主張についてであるが、当審査会において11年度分類表を確認したところ、当該分類表上そのような規定は認められなかった。したがって、平成11年度分の乗車券及び受払簿の取扱いについての実施機関の説明は、非開示理由説明書の記述を誤ったものと認められる。

ウ さらに、当審査会では、実施機関が行った本件処分について審議するため、平成15年1月10日に実施機関に対して事情聴取を行った。

それによると、実施機関は、本件申立文書については、当該文書の性質上、支出の手續が終了した段階で事務処理上必要な期間が終了するものと判断されるため、平成11年度分の乗車券及び受払簿については、11年度分類表表第1第4種保存期間1年の文書として取り扱い、平成12年度分の乗車券及び受払簿については、12年度分類表（共通）保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類として取り扱ったとしている。

エ しかし、自動車の借上先から、請求書及び内訳明細書と共に実施機関に送付され

る使用済みの乗車券は、いつ、誰が、どの区間について自動車の借上げを行い、料金はいくらであったかを証明する唯一の文書であり、また、乗車券の使用状況等が記録された受払簿は、当該乗車券の使用が適正なものであったか否かを確認する際の重要な資料となり得る文書である。そうであるとすれば、実施機関は、このような文書を保存するに当たって、少なくとも市民等がその内容を検証することができる期間は設けるべきであったと考えられる。情報公開制度を適切に運用していくためには、請求の対象となる行政文書が適正に管理されていることが不可欠であるから、実施機関は、今後、使用済みの乗車券及び受払簿の保存の重要性に配慮して、横浜市行政文書管理規則等の適正な運用を図るよう努めるべきであると考えます。

オ しかしながら、実施機関が、本件申立文書は既に廃棄済みであり、存在しないと主張している点については、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。

なお、申立人は、その他縷々見解を主張しているが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### (4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書は存在しないとして、条例第10条第2項の規定により非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                    | 審 査 の 経 過             |
|--------------------------|-----------------------|
| 平成14年3月28日               | ・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理    |
| 平成14年4月26日<br>(第268回審査会) | ・ 諮問の報告               |
| 平成14年8月23日<br>(第276回審査会) | ・ 部会で審議する旨決定          |
| 平成14年12月25日<br>(第4回第二部会) | ・ 審議                  |
| 平成15年1月10日<br>(第5回第二部会)  | ・ 実施機関から事情聴取<br>・ 審議  |
| 平成15年1月24日<br>(第6回第二部会)  | ・ 審議                  |
| 平成15年2月21日<br>(第7回第二部会)  | ・ 異議申立人から意見聴取<br>・ 審議 |
| 平成15年3月14日<br>(第8回第二部会)  | ・ 審議                  |